

別添

国自技第 1 1 6 号

国自整第 8 0 号

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長

整備課長

道路運送車両法第 9 4 条の 5 第 1 項の規定に基づき保安基準適合証の交付を受けた自動車等への速度抑制装置装着に係る規定の適用関係について

速度抑制装置については、初度登録年月日等に応じ、平成 1 5 年 9 月 1 日、平成 1 6 年 9 月 1 日又は平成 1 7 年 9 月 1 日以降の最初の検査の日以降に装備が必要となるところであるが、速度抑制装置が装着されていない大型貨物自動車であって当該 9 月 1 日より前の日に次表の左の欄に掲げるいずれかの検査を実施し、当該検査に基づく有効な右欄に掲げる書類の提出があったものについては、当該 9 月 1 日以降の日であっても自動車検査証の有効期間の更新（予備検査証にあっては新規登録）は可能であるので、その旨、留意されたい。

道路運送車両法第 7 1 条第 1 項の検査	同条第 2 項の予備検査証
同法第 9 4 条の 5 第 2 項の検査	同条第 1 項の保安基準適合証

また、同様に平成 1 5 年 9 月 1 日、平成 1 6 年 9 月 1 日又は平成 1 7 年 9 月 1 日より前の日に限定自動車検査証の交付を受けた自動車であって、限定自動車検査証の有効期間内に再検査に合格したもの又は法第 9 4 条の 5 の 2 第 2 項の検査を実施し、限定自動車検査証の有効期間内に限定保安基準適合証の提出があったものについては、当該 9 月 1 日以降の日であっても自動車検査証の有効期間の更新は可能であるので、その旨、留意されたい。



国自技第116号の2
国自整第 80号の2
平成15年8月29日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省

自動車交通局技術安全部

技術企画課長



整備課長



道路運送車両法第94条の5第1項の規定に基づき保安基準適合証の交付を受けた自動車等への速度抑制装置装着に係る規定の適用関係について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通達したので、通知します。